平成２４年（フ）第５号
北海道虻田郡豊浦町字船見町57番地
破産者　株式会社新勝工務店
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１４３１号
東京都昭島市武蔵野３丁目４番23―607号
破産者　東友建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４３２号
東京都昭島市武蔵野２丁目８番23―101号
破産者　吉山　　清
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８７号
東京都八王子市大横町１番22号
破産者　サワタガラス株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８８号
東京都八王子市中野上町２丁目９番３号
破産者　澤田　政光
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４３３号
東京都立川市砂川町８丁目24番地の６矢沢荘201号
破産者　星　　利文
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９９号
東京都小金井市東町４丁目20番22号さくら東小金井ハウス
破産者　吉良　浩一
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１０２号
東京都八王子市鑓水２丁目81番地４―305
破産者　田邉　盛利
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１４０号
横浜市金沢区能見台４丁目４番地21
破産者　株式会社サンプラス
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町12番地の６
破産者　株式会社タクミ
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９５号
岐阜市薮田南１丁目３番10号
破産者　株式会社朝日商事
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４６号
岐阜市長住町７丁目８番地３
破産者　モミジヤこと　山内　芳子(旧姓髙橋)
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８０号
静岡県伊東市宇佐美1928番地
破産者　川口建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
三重県度会郡南伊勢町村山1192番地３
破産者　濱地　房雄
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７６８号
京都市中京区西ノ京南原町72
破産者　有限会社エコニティ京都
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
岡山県倉敷市連島町連島36番地の104
破産者　有限会社梅田パッケージ
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
山口県下関市豊浦町大字涌田後地779番地
破産者　有限会社久幸運輸
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
高知県土佐清水市汐見町23番15号
破産者　有限会社フアミリーシューズやまさき
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１３５号
沖縄県中頭郡中城村南上原409―５　オアシスふてんま202、住民票上の住所沖縄県宜野湾市字愛知192番地４
破産者　平良　貴弘
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１６２号
沖縄県中頭郡中城村字南上原409―５　オアシスふてんま202号
破産者　株式会社エム・アンド・ティークリエート
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７８１号
札幌市南区南沢３条１丁目８番12号
破産者　本間興産株式会社
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
千葉県富里市七栄642番地６号
破産者　Ｙ・Ｓ・Ｌ株式会社
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部